

# 重要事項説明書

本紙は、ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。必ず最後までお読みください。

ご加入者と被保険者（補償を受けることができる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご加入いただく際は、パンフレット・加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります「保険約款」をご参照ください。

## I. 契約締結前におけるご確認事項

### 1. 商品の仕組み

#### (1) 保険契約の構成

この保険は、公益社団法人全国私立保育連盟を契約者とし、全国私立保育連盟会員園を運営する社会福祉法人を記名被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。

#### (2) 示談交渉サービスはありません。

会社役員賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### 2. 基本となる補償、お支払いする保険金等

#### ①補償の内容、保険期間

①保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、②お支払いの対象とならない主な場合、③保険期間等につきましてはパンフレットをご確認ください。

#### ②引受条件

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご加入タイプについて詳細はパンフレットをご確認ください。

#### ③保険料、払込方法

保険料は事業活動収入とご加入いただくご加入タイプによって決定されます。保険料、保険料の払込方法についてはパンフレットをご確認ください。

#### ④満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## II. 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

### 2. クーリングオフ

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

### 3. 補償の重複に関するご注意

(1) 補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

(2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

## Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務

- 会社役員賠償責任保険、レピュテーション費用保険の場合は、ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
  - 雇用関連賠償責任保険の場合は、ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- \*通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

## Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

### ①個人情報の取扱い

引受保険会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と東京海上グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のためにその担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、引受保険会社ホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

### ②ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約を取り消すことができます。
- (2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

### ③保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
  - なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご加入者が「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人\*）である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- \*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「小規模法人」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- \*外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

### ④先取特権

（会社役員賠償責任保険、雇用関連賠償責任保険）

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
  - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### ⑤その他契約締結に関するご注意事項

- 代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または引受保険会社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または引受保険会社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
  - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
  - 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
  - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
 損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### ⑥事故が起こったとき

##### ●会社役員賠償責任保険

損害賠償請求を受けた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ引受保険会社の書面による同意がない限り、賠償責任を認めたり、争訟費用を支払わないでください。引受保険会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが保険金のお支払いの対象となります。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
  - ①保険金の請求書
  - ②保険金をお支払いする場合に該当することおよび保険金をお支払いしない場合に該当しないことを証明する書類（取締役会配付資料、取締役会議事録、経営会議配付資料、経営会議議事録、稟議書、契約書等）
  - ③損害賠償請求の原因となる事実および行為・状況等を確認できる書類
  - ④損害賠償請求の訴訟等において両当事者および補助参加人が裁判所に提出した準備書面および書証ならびに各期日の経過報告書
  - ⑤被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書または和解調書
  - ⑥被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
  - ⑦争訟費用の金額の根拠を示す明細書および支出を証明する領収書
  - ⑧引受保険会社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類（他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等を含みます。）
  - ⑨被保険者が保険金の請求をするについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑩引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

##### ●レピュテーション費用保険

事故を発見した場合は、遅滞なく選定コンサル会社に連絡し、対策の必要性および必要な場合の対策の内容について相談するとともに、事故の詳細をご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- (1) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
  - ①保険金の請求書
  - ②損害見積書
  - ③引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 等
- (2) 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

##### ●雇用関連賠償責任保険

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
  - ①保険金の請求書
  - ②保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
  - ③事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・凶面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）

- ④被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
  - ⑤被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
  - ⑥争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
  - ⑦引受保険会社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類（他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等）
  - ⑧被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑨引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は裏表紙記載の公務第二部文教公務にて承ります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

**03-4332-5241**  
**(全国共通)**

受付時間：午前9時15分～午後5時  
(土日祝・年末・年始を除きます。)

25T-002190 2026年3月作成